⑵　婦人既製洋服のまとめの業務　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品　目	工　　程	規　　格	金　　額
ワンピース	千鳥掛け	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき　10円
	すそまつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	20センチメートルにつき　13円
	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき　18円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、２つ穴	１組につき　20円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき　７円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ５センチメートル（ベルト通しループを除く）	１か所につき　10円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	１か所につき　４円
	肩パット付け	部分止め	１組につき　25円
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	１枚につき　32円
	糸くず取り		１枚につき　15円
スカート	千鳥掛け	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき　10円
	すそまつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	20センチメートルにつき　12円
	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき　18円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	１組につき　21円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき　７円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ５センチメートル（ベルト通しループを除く）	１か所につき　７円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	１か所につき　４円
	糸くず取り		１枚につき　15円
ブラウス	千鳥掛け	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき　10円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき　６円
	糸くず取り		１枚につき　14円

４　効力発生の日　平成22年５月22日

公　告

諮　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１４６号
静岡県島田市本通７丁目7758番地の１
債務者　株式会社エス・ティー・アイ
代表者代表取締役　島村　貴博
１　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川上　里見
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月16日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５号
三重県四日市市桜町5313番地
債務者　有限会社ＭＩＮＡＫＯ
代表者代表取締役　馬場　和人
１　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塚越　正光
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午後２時
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
兵庫県西宮市甲子園町３番20号２階
債務者　有限会社エムケイトレードインコーポレイテッド
代表者代表取締役　松本　　茂
１　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午前11時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２３号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目29番８号
債務者　株式会社メディケア
代表者代表取締役　藍木　　秀
１　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　折田　　啓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午後３時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２４号
兵庫県芦屋市大原町２番６号ラ・モール芦屋１Ｆ
債務者　株式会社ドーチェ
代表者代表取締役　市井　敬喜
１　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　折田　　啓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午後３時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５８号
さいたま市北区別所町18番地22
債務者　株式会社グリーンオートサービス
代表者代表取締役　太田　昭治
１　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾崎　浩平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月28日午後２時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７１４号
和歌山市三沢町３丁目８番地２
債務者　株式会社ユウコウ開発
代表者代表取締役　山岸　重信
１　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森崎　有治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月28日午後１時40分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１３９号
和歌山県橋本市高野口町上中92番地の２
債務者　株式会社中島組
代表者代表取締役　中島　英夫
１　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　由良　登信
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月28日午前11時45分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係